

土肥信雄氏の東京都に対する国家賠償請求訴訟の判決について  
2012年（平成24年）1月30日  
報道機関各位

原告 土肥信雄 訴訟代理人  
弁護士 吉 峰 啓 晴

1 土肥氏が訴訟の提起に至った経緯（本件訴訟の全体像）について

原告の土肥氏は、東京都の都立学校教員として長年熱心に勤務して、2005年（平成17年）4月からは都立三鷹高校の校長に着任しました。土肥氏は、東京都内に二百数十名いる都立高校の校長の中でも間違いなくトップクラスにランクされるべき素晴らしい校長でありました。このことは、この裁判において証拠として提出された、教員、生徒、保護者らの合計130通にも上る膨大な数の陳述書、あるいは、生徒や保護者から手渡された心のこもった色紙、さらには生徒達が土肥氏が退職するに当たって贈呈した表彰状などからも、何人も否定できない事実です。しかしながら、土肥氏が2009年（平成21年）3月の定年退職後にも教員として活躍するために、非常勤教員の採用試験に申込みをしたところ、応募した校長のほとんどが合格となつたにもかかわらず、土肥氏は東京都教育委員会（以下、「都教委」といいます。）により不合格とされました。

極めて優れた教育実績を残してきた土肥氏が不合格とされた理由は、都教委の都立高校の校長に対する不当な干渉に対し、土肥氏が校長としての職責を全うし毅然とした態度をもって、それが不当な干渉であると告発してきたことを、都教委が疎ましく思っていたからに他なりません。

都教委は、都立高校の校長に対して、職員会議における意向を聞くための挙手・採決を禁止して校長による職員会議の運営方法に不当な制約を加えたり、教職員の業績評価について校長が絶対評価を行うべきところを逆に一定の割合を示して相対評価を行うよう指導したり、式典における国歌斉唱実施のために校長が教職員に対して個別的職務命令書を発出することを強要したりするなど、教育現場への不当な干渉を続けてきました。

土肥氏は、東京大学卒業後に勤務した大手商社時代に談合に嫌気がさして職を辞したエピソードからも分かるように極めて正義感の強い人物です。土肥氏は、都教委による不当な干渉を黙って見過ごすことができませんでした。また、土肥氏は、都教委の不当な干渉により教育現場における教員の言論の自由が失われ、むしろ都教委の意図する教育現場の活性化とは真逆の教育現場に対する統制を強める結果となっており、将来的には生徒の言論の自由についても失われる恐れがあると強く危惧しました。土肥氏は、三鷹高校校長在任中の2008年（平成20年）8月22日に記者会見を開くなどして、都教委による不当な干渉が行われている実態を明らかにしました。これにより東京都民ひいては日本国民は、日本の首都である東京都において、これに全く相応しくない教育行政が行われている実態を知るに至ったのです。

都教委は、このような土肥氏の勇気ある言動に対し、自らの教育行政の在り方について真摯な反省をするのではなく、逆に土肥氏のことを、非常勤教員採用試験の不合格という形で教育現場から抹殺しようとしたのです。

そこで、土肥氏は、都教委による教育現場への不当な干渉と、土肥氏に対する不合格処分とが、いずれも違法な行為（具体的な法律構成としては、不当な支配、業務妨害、校長の裁量権侵害、教育の自由の侵害、人格権侵害、都教委の裁量権の逸脱・濫用など）であるとして、2009（平成21）年6月4日に、東京地方裁判所に東京都を被告とする国家賠償請求訴訟を提起したのです。

2 本件訴訟の審理について

本件訴訟は東京地方裁判所の労働専門部である民事第19部に係属しました。本件訴訟の争点は、概ね次の8つでした。

- ① 生徒の表現行為に対する検閲の強要
- ② 職員会議において職員の意向を確認する挙手・採決を禁止する旨の通知
- ③ 原告の言論に対する弾圧①（都教委が2008（平成20）年10月に土肥氏に対して3回指導を行い「米長氏が三鷹高校に来る」と恫喝して言論弾圧を行った点等）
- ④ 校長による教職員の業績評価に対する違法・不当な干渉